

## 太田市消防団員準中型自動車運転免許等取得補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、太田市消防団条例（平成17年条例第246号）第4条第1項の基本消防団員（以下「団員」という。）の確保及び消防団活動の安定的な運営を図るため、準中型自動車運転免許（以下「準中型免許」という。）以上の免許を取得する団員に対し、太田市消防団員準中型自動車免許取得補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76条）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団員とする。

- (1) 平成29年3月12日以降に普通自動車運転免許を取得していること。
- (2) 補助金の交付の申請をする日において、太田市消防団に通算して2年以上在職していること。
- (3) 太田市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（平成17年規則第250号）第8条に規定する分団長及び副分団長並びに部長の協議を経て、分団長から機関員として推薦されていること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、準中型免許以上の免許を取得するために要する経費であって次に掲げるものとする。

- (1) 自動車教習所の入所に要する経費
- (2) 自動車の運転に関する技能及び知識の教習に要する経費（正規の教習時間に係るものに限る。）
- (3) 自動車教習所に入所後最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条各号に掲げる経費の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）とし、18万円を限度とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団員は、太田市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付申請書（様式第1号）に掲げる次の書類を添えて、市長に申請しなけ

ればならない。

- (1) 普通自動車運転免許証の写し
- (2) 教習所の教習費用等の見積書
- (3) 太田市税等完納照合票（様式第2号）又は市税に滞納がないこと分かる証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、太田市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付（承認・不承認）決定通知書（様式第3号）により当該申請をした団員に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付決定の通知を受けた団員（以下「交付決定者」という。）は、補助事業を中止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に太田市消防団員準中型自動車運転免許等取得期間変更申請書（様式第4号）により申請しなければならない。
- (3) 補助事業により取得した資格については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

3 市長は、前項第2号の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、太田市消防団員準中型自動車運転免許等取得期間変更申請（承認・不承認）通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（変更等承認の申請等）

第7条 交付決定者は、申請の内容を変更しようとするときは、太田市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付決定変更申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認の可否を決定し、太田市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付決定変更（承認・不承認）通知書（様式第7号）により当該申請をした団員に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、準中型免許以上の免許を取得したときは、準中型免許以上の免許を取得した日から起算して1月を経過する日又は取得した日の属する年度の3月31日

のいずれか早い日までに、太田市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 準中型免許以上の免許の取得に係る領収書等の写し

(2) 取得した準中型免許以上の免許証の写し

（交付額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときはその内容を審査し、適当であると認めるときは補助金の額を決定し、太田市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金確定通知書（様式第9号）により当該申請した団員に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた団員は、補助金を請求しようとするときは、太田市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、当該交付決定者に対し、当該補助金の返還を命ずることができる。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 正当な理由がなく、準中型免許以上の免許を取得しなかったとき。

(3) 法律に抵触する行為により、補助事業により取得した免許の取得日から5年以内に退団したとき。

(4) その他法令に違反したとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。